

諮問庁：検事総長

諮問日：平成29年7月7日（平成29年（行個）諮問第109号及び同第110号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行個）答申第186号及び同第187号）

事件名：本人が行った特定の告発の検察総合情報管理システムにおける登録状況が分かる文書の不開示決定（適用除外）に関する件
本人が行った特定の告発の検察総合情報管理システムにおける登録状況が分かる文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした各決定は，結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく各開示請求に対し，平成29年1月16日付け最高検企第10号及び同第11号により検事総長（以下「検事総長」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由（平成29年（行個）諮問第109号及び同第110号）

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書によると次のとおりである。

平成28年12月16日付け受付1号及び同日付け受付2号は，そのどちらともが，「本件開示請求に係る保有個人情報は，法45条1項の「刑事事件に係る検察官が行う処分等に係る保有個人情報」に該当し，法第4章（開示，訂正及び利用停止）の適用が除外されるため。」という理由によって不開示となったのであるが，ここで言う「検察官が行う処分」というのは，その前後より，起訴及び不起訴その他についてのものであると解釈するのが妥当であると思われる（行政不服審査法及び行政事件訴訟法における「処分」と範囲が異なる事になるのであるが，日本国憲法より国民の権利を重視するとした場合，この様になるはずである。ここでの「処

分」は、行政行為一般と言う程に広くなく、かなり限定されたものとなるはずである。)

また、そもそも、法45条1項には(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)という限定の文言があるのであるが、この()内を見ると、つまりは「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者」「更生緊急保護の申出をした者」「恩赦の上申があった者」についての例外適用となるのであって、つまり、日本語の解釈を行うと、審査請求人が行った個人情報開示請求については法45条1項の例外適用は行われなないとなるはずである(ただし、処分が行われたものは別であるが(この場合は、上記例外事態に該当するものとなるので、上記例外の適用が可能である。))、その場合は刑事訴訟法260条を根拠とした書類が送付されていることになる。法45条1項を考えるのであれば、例外適用される場合においても、例外適用とならない場合においても、告訴人・告発人は、自らの行った告訴・告発についての状況について、その状況を漏れなく知ることが可能になるのだが、これは刑事行政に関する自らの個人情報を知る上で望ましい状況が実現出来ていることになる。)

ここで、最高検察庁による開示拒否の理由として、通知書(平成29年1月16日付け最高検企第10号及び同日付け同第11号)に記載が無いながらも、その候補になりそうな一般的な理由として、被告発人が刑事事件における被疑者となったこと等が明らかとなること、があるのであるが、これについても、刑事訴訟法260条の存在を考えると、実は「受理されていた場合、追加で情報が開示される事は無い」のであり、また、「受理されていない場合、不存在の通知が行われるだけある」ので、これについても問題無いとなるはずである。結局、開示を拒む理由は、法45条1項に該当しなかった場合においても無いとなるはずである。

上記より、審査請求人による個人情報開示請求は、法45条1項の例外にも該当せず、また例外に該当しない場合において開示を行っても差し支えが無い類のものであるので、検事総長は、検察システムにおける、審査請求人が行った告訴・告発に関する登録情報のうち開示しても問題とならない範囲について、開示を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨(平成29年(行個)諮問第109号及び同第110号)

1 処分庁の決定

処分庁は、本件各開示請求に係る保有個人情報は、法45条1項「刑事事件に係る検察官が行う処分等に係る保有個人情報」に該当し、法第4章の規定の適用が除外されるため、不開示とする各決定(原処分)を行ったものである。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の各決定に対し、「開示請求を行った、対象となる行政機関の保有する個人情報について、開示を行え。審査請求人による個人情報開示請求は、法45条1項の例外にも該当せず、また例外に該当しない場合において開示を行って差し支えがない類のものである。」として、対象となる保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 法45条1項に係る適用除外の趣旨について

法45条1項は、刑事事件に係る検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分等に係る保有個人情報について、法第4章の規定は適用しないとしているが、その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報が含まれており、開示請求の対象とすると、当該個人の前科等が本人以外の者に明らかとなる危険性があるなど、被疑者の立場で刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、これらの情報については、何人からの請求であっても、開示請求手続の適用除外とされるというものである。

(2) 本件対象保有個人情報の同項適用の可否について

告発が検察総合情報管理システムに登録されているということは、当該告発が検察庁において事件として受理されたことを意味する。

なお、告発の事件受理は、それ自体が検察官が行う処分に該当するものではないが、告発が事件として受理されれば、その後に起訴又は不起訴という検察官が行う処分がなされることとなるため、告発が事件として受理されたことが明らかになれば、被告発人が被疑者の立場として検察庁における捜査の対象となり、起訴又は不起訴処分がなされる又はなされたという、被告発人にとって不利益な情報が明らかになることとなる。

本件開示請求は、「請求者が行った告発の検察総合情報管理システム（事件事務規程に記載のあるもの）における登録状況全て。」に係る保有個人情報を対象としたものであるところ、これを開示すれば、開示請求者が行った告発が検察庁において事件として受理されたこと、すなわち被告発人が検察官から起訴又は不起訴処分がなされる又はなされたことが明らかとなることとなり、被告発人の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法45条1項が規定する「刑事事件に係る検察官の処分等に係る保有個人情報」に該当すると認めら

れる。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報、法45条1項の「刑事事件に係る検察官の処分等に係る保有個人情報」に該当し、法第4章の規定の適用が除外されるため、処分庁が行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月7日 諮問の受理（平成29年（行個）諮問第109号及び同第110号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成30年1月17日 審議（同上）
- ④ 同月25日 平成29年（行個）諮問第109号及び同第110号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる本件文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報につき、法45条1項により法の第4章の規定は適用されないとしたことの妥当性等について検討する。

2 適用除外としたことの妥当性について

- (1) 本件開示請求は、検察総合情報管理システムに登録されている、審査請求人が告発をした者に係る情報として、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであると認められる。

諮問庁から、事件事務規程（平成25年3月19日法務省刑総訓第1号）及びこれに基づき定められた「検察総合情報管理システムによる事件事務取扱要領」（以下、併せて「事件事務規程等」という。）の提示を受け確認したところ、検察総合情報管理システムとは、事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等に関する事務等を管理するための情報処理システムであり、例えば、検察官が司法警察員から事件の送致若しくは送付を受け、又は自ら告訴・告発を受けるなどした場合には、当該事件の受理に関する情報がこれに入力され、当該事件を処理した場合や当該事

件について判決があった場合には、それらの内容等に関する情報がこれに入力されることとなると認められる。

- (2) ここで、法45条1項は、「第四章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分，刑若しくは保護処分の執行，更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判，処分若しくは執行を受けた者，更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

法45条1項が刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報を法の第四章の適用除外とした趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科，逮捕歴，勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者，被疑者，被告人，受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、そのような事態を防ぐ点にあると解されるところ、自己を被告発人とする告発が検察官又は司法警察員に受理された者は、捜査機関による捜査の対象とされることとなるのであり、そのように告発が受理されたことに係る情報は、当該被告発人の社会復帰等の面で不利益となり得るものであるから、当該情報についても同項の趣旨は妥当するといえる。

そして、「処分」という用語は、一般に、広く事実行為も含まれると解されるようなものを含め、様々な意味で用いられているところ、法45条1項の規定振りや趣旨に照らせば、同項の「処分」に、告発の受理が含まれると解することは可能であると考えられる。

以上によれば、法45条1項の「検察官…若しくは司法警察職員が行う処分」には、検察官及び司法警察員による告発の受理も含まれ、同項括弧書きの「処分…を受けた者」には、自己を被告発人とする告発が検察官又は司法警察員に受理された者が含まれると解するのが相当である。

- (3) なお、審査請求人は、上記第2の2において、刑事訴訟法260条により、告発人は、自らが告発をした事件について起訴又は不起訴の処分がされたことを知り得る立場にあるから、告発が受理されていた場合に、当該告発に係る情報を告発人に開示することに問題はなく、また、告発が受理されていない場合は、その旨を開示したとしても問題がないはずであるとして、本件対象保有個人情報につき法45条1項による適用除外とすべき理由がない旨を主張しているものと解される。

しかし、刑事訴訟法260条の規定は、法とは趣旨及び目的を異にするものであるから、法45条1項により適用除外とされる場面を限定する根拠となるものとは解されず、また、同項に該当する保有個人情報が存在しない場合には不存在を理由に不開示とし、これが存在する場合に

のみ同項により適用除外とすることとしたのでは、同項の趣旨が損なわれることは明らかであるから、審査請求人の上記主張には理由がない。

(4) 以上のことから、本件対象保有個人情報のうち、被告発人である個人に係る保有個人情報(法2条3項)については、法45条1項の「検察官…若しくは司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報に該当すると認められるので、原処分が、これについて、同項の「刑事事件に係る検察官が行う処分等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示としたことは、結論において妥当である。

3 審査請求人を本人とする本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報には、法人を被告発人とするものなど、被告発人である個人に係る「個人情報」(法2条2項)に該当しない情報も一部含まれているところ、これらについては、被告発人である個人に係る保有個人情報(法2条3項)に該当しないため、法45条1項により法の第4章の適用除外とすることはできない。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、本件対象保有個人情報のうち法45条1項により法の第4章の適用除外とされる情報以外の情報に該当する、審査請求人(開示請求者)を本人とする保有個人情報を保有しているかについて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 検察総合情報管理システムは、告発人の情報を登録・管理するものではないことから、告発人に関する情報を登録するための項目を設けていない。

イ また、検察総合情報管理システムにおける本件開示請求に係る事件の告発人(審査請求人)に関する登録事項の有無について念のため検索を行い、当該告発人に関する情報が同システムに登録されていないことを確認している。

(3) 当審査会において事件事務規程等の内容を確認したところ、検察総合情報管理システムにおいて、告発人に係る情報を記録することを定めた規定はなく、諮問庁の上記(2)アの説明は首肯でき、また、同システムには審査請求人に係る情報は登録されていないとする諮問庁の上記(2)イの説明を否定するに足る事情もない。

(4) そうすると、最高検察庁において、本件対象保有個人情報のうち法45条1項により法の第4章の適用除外とされる情報以外の情報に該当する、審査請求人を本人とする保有個人情報を保有しているとは認められないため、同項の適用除外により不開示とした原処分は、結論において妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る検察官が行う処分等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報のうち、被告発人である個人に係る保有個人情報は、同項に規定する保有個人情報に該当すると認められ、その余の情報は、最高検察庁において保有しているとは認められないので、結論において妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（本件文書）

1 平成29年（行個）諮問第109号に係る文書

文書1 下記の，請求者が行った告発の検察総合情報管理システム（事件事務規程に記載のあるもの）における登録状況全て。

- ・ 特定年月日 a 付（特定警察 a 生活安全部宛）及び特定年月日 b 付（同じく特定警察 a 生活安全部宛）の告発（告発人：審査請求人 被告発人：特定法人 a 及びその従業員 罪名：不正競争防止法違反他）
- ・ 特定年月日 c 付の告発（告発人：審査請求人 被告発人ら：特定知事ら 罪名：公務員職権濫用）
- ・ 特定年月日 j 付の告発（告発人：審査請求人 被告発人：特定個人 a 罪名：建物侵入，傷害及び暴力行為等処罰ニ関スル法律 1 条の 2 第 1 項）
- ・ 特定年月日 n 付の告発（告発人：審査請求人 被告発人ら：特定大学 a 大学院工学研究科教授の特定個人 b ら 罪名：私文書偽造等）
- ・ 特定年月日 h 付（特定警察本部 b 宛）及び特定年月日 p 付（特定地方検察庁 a 宛）の告発（告発人：審査請求人 被告発人ら 1：特定大学 b の学生が作った組織である「特定団体」の学生達複数名 被告発人ら 2：「特定団体」他構成員及び「特定団体」OB 等の関係者複数名 罪名：傷害他）
- ・ 特定年月日 p 付の告発（告発人：審査請求人 被告発人ら：特定警察本部 b 及び特定警察署 a の司法警察職員ら（人数，氏名不詳） 罪名：公務員職権濫用）

2 平成29年（行個）諮問第110号に係る文書

文書2 下記の，請求者が行った告発の検察総合情報管理システム（事件事務規程に記載のあるもの）における登録状況全て。

- ・ 特定年月日 d 付（特定地方検察庁 b 宛及び特定警察署 b 宛），特定年月日 e 付（特定高等検察庁）の告発（告発人：審査請求人 被告発人：特定個人 c 罪名：強姦致傷）
- ・ 特定年月日 f 付の告発（告発人：審査請求人 被告発人ら：特定都道府県において活動を行っていると思しき米軍基地反対派の市民組織（詳細不明） 罪名：公務執行妨害他）
- ・ 特定年月日 g 付（特定警察 c 宛），特定年月日 i 付（特定厚生局麻薬取締部宛），特定年月日 m 付（特定地方検察庁 c 宛）の告発（告発人：審査請求人 被告発人ら：特定個人 d 他 罪名：大

麻取締法 24 条 1 項他)

- ・ 特定年月日 h 付 (特定警察 c 宛) 及び特定年月日 l 付 (特定地方検察庁 d 宛) の告発 (告発人: 審査請求人 被告発人ら: 特定個人 e ら 罪名: 公文書偽造他)
- ・ 特定年月日 k 付の告発 (告発人: 審査請求人 被告発人ら: 特定個人 f (詐欺罪で公判中) ら男女 12 人 罪名: 薬剤師法 23 条他)
- ・ 特定年月日 k 付の告発 (告発人: 審査請求人 被告発人ら: 全国の特定指定医のうち, 報道に記載のある不正により同資格を取得した者及びその指導医ら 122 人 罪名: 免状等不実記載等他)
- ・ 特定年月日 l 付の告発 (告発人: 審査請求人 被告発人ら: 特定警察 c 生活安全部サイバー犯罪対策課職員ら (氏名不詳) 罪名: 公務員職権濫用)
- ・ 特定年月日 i 付 (特定警察 c 宛) 及び特定年月日 o 付 (特定地方検察庁 d 宛) の告発 (告発人: 審査請求人 被告人: 特定個人 g 罪名: 職業安定法等)
- ・ 特定年月日 n 付の告発 (告発人: 審査請求人 被告発人ら: 特定委員会に加盟する特定法人 c など 5 団体 罪名: 私文書偽造等他)
- ・ 特定年月日 o 付の告発 (告発人: 審査請求人 被告人ら: 特定警察 c 生活安全部保安課職員ら (氏名不詳) 罪名: 公務員職権濫用)